「ふれあい樹林地区」の指定廃止について

1 「ふれあい樹林事業」の概要

市街化の進展に伴い、緑地が減少するとともに、土地所有者の高齢化や里山林が利用されなくなったことなどにより、管理が行き届かず、荒廃する緑地が増えている。

特にデルタ市街地を取り囲んでいる緑地やデルタ市街地内に残された緑地は、身近な自然環境として、環境保全、景観形成等の面から大きな役割を果たしており、積極的に保全していく必要がある。

そのため、本市では、平成 18 年 9 月に「広島市緑地保全計画」を策定(平成 23 年 3 月に「緑地保全の方針」として改編)し、良好な自然環境を形成している民有緑地で、このまま放置すれば開発等により消失してしまう可能性が高い緑地を「積極的に保全すべき緑地」に設定した。

「ふれあい樹林事業」は、この「積極的に保全すべき緑地」を対象として、土地所有者の同意を得て、「ふれあい樹林地区」を指定し、維持管理活動を行うボランティア等の募集といった土地所有者の支援や、地区指定から3年間の固定資産税及び都市計画税相当額の補助などを行うものである。

2 廃止地区の概要

- (1) 地区の名称
 - ア 美鈴が丘ふれあい樹林 1号地区
 - イ 美鈴が丘ふれあい樹林 2 号地区

(2) 指定等の経緯

名 称	指定年度	指定期間(5年毎に更新)
美鈴が丘ふれあい樹林 1 号地区 美鈴が丘ふれあい樹林 2 号地区	平成 21 年度	平成 22 年 3 月 26 日~平成 27 年 3 月 25 日 平成 27 年 3 月 26 日~令和 2 年 3 月 25 日

(3) 廃止理由

指定の継続について、土地所有者の同意を得ることができないため。

(4) 位置図

別紙のとおり。

「ふれあい樹林地区」位置図

